

平成 28 年 5 月 13 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
 代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
 (コード番号：3823 東証マザーズ)
 問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
 電 話 番 号： (0 3) 5 7 9 3 - 1 3 0 0

第三者割当により発行される新株式及び第7回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式及び第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 5 月 30 日
(2) 発 行 新 株 式 数	897,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 379 円
(4) 調 達 資 金 の 額	337,423,000 円 (注)
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当ての方法による。 割当予定先： 株式会社和円商事 527,700 株、松田純弘氏 263,800 株、 吉澤弘晃氏 105,500 株
(6) そ の 他	当社は、各割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届け出の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約を締結する予定です。

(注) 資金調達の額は、本新株の払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

<新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 5 月 30 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	20,585 個
(3) 発 行 価 額	12,598,020 円 (本新株予約権 1 個当たり 612 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	2,058,500 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	852,466,020 (差引手取概算額 847,176,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 12,598,020 円 新株予約権行使分 839,868,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 408 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当ての方式による。 割当予定先： イー・エム・アイ株式会社 588,200 株 (5,882 個) 松田純弘氏 735,200 株 (7,352 個)

	株式会社和円商事 490,100 株 (4,901 個) 岡田努氏 245,000 株 (2,450 個)
(8) その他	<p>①当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個当たり 612 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>②当社は、平成 29 年 5 月 30 日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり 612 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>③本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社では、成長分野であるスマートフォン向けプラットフォームソリューション（スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームの提供）やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

当社のプラットフォームソリューションの事業展開においては、きせかえ touch や Multi-package Installer for Android 等の既存サービスをはじめ、インターホン向け IoT システムや動画関連サービス等を新たに展開開始し、安定的な収益確保と今後の中長期的な成長基盤の確立を図っております。

コンテンツサービスの事業展開においては、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。主要なタイトルである JFA オフィシャルライセンスソーシャルゲーム「サッカー日本代表」シリーズや「野球しようよ ♪ ガールズスタジアム」等のスポーツ関連のソーシャルゲームを複数のプラットフォームで展開しております。また、平成 28 年 3 月 29 日には株式会社 Xio（東京都新宿区北新宿 2-21-1 代表取締役社長 中川 英明）よりゲーム関連事業の一部を譲り受け、現在の当社のコンテンツサービス事業のさらなる成長に向け、売上及び利益を拡大させるとともに当社コンテンツサービスとのシナジー効果を追求し、さらなる企業価値の向上を目指しております。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社の現金及び現金同等物の期末（平成 28 年 2 月 29 日）残高は 49 百万円となり、前期末（連結）から 87 百万円減少しており、当社の通常の営業活動において平成 28 年 7 月までに要する手元資金は 72 百万円程度となっている状況です。

また、当社は、平成 27 年 8 月 6 日にスマートフォン向けゲーム及びプラットフォームソリューション及

びコンテンツサービスの事業展開並びにシナジー効果が見込める事業の取得に係る資金を主目的とした第三者割当による新株式及び新株予約権を発行し、資金調達を行っており、当初の資金使途の通り、新株発行により調達した資金は充当しておりますが、現時点において新株予約権による行使が進んでいないため、資金確保が遅れている状況にあります。なお、当該未行使の新株予約権は、行使可能期間である平成 27 年 8 月 6 日から平成 30 年 8 月 5 日までの間、今後の当社事業の状況に応じて、資金調達の手段を維持していく予定ですが、当該未行使の新株予約権には取得条項があり、平成 28 年 8 月 6 日以降、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能となっております。このため、この度の本新株予約権の行使状況及び当社事業の推移等を鑑み、取得した上で買入消却するなどの対応について検討する予定です。また、今後、仮に両新株予約権が行使される市場環境となった場合には、当社の事業進捗に応じて調達を進めてまいりたいと考えておりますが、前回の資金使途から変更となる場合には、改めて適時に開示いたします。

このため、事業拡大のための資金を早期に確保することが必要であるとともに、前回の資金調達の主な使途でもあるスマートフォン向けサービス及びコンテンツの事業展開の加速とシナジー効果の見込める事業取得を進め、スマートフォン関連市場において確固としたシェアを獲得していくことが必要であると考えております。

また、当社の既存のソリューションや当社独自のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長速度に限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を上げ早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社の事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。

このような背景の下、当社は、本日（平成 28 年 5 月 13 日）付「簡易株式交換によるネクスト・セキュリティ株式会社の完全子会社化に関するお知らせ」にて公表のとおり、ネクスト・セキュリティ株式会社（東京都品川区南品川二丁目 4 番 7 号 代表取締役 仲西 敏雄 以下、「ネクスト・セキュリティ社」という。）と株式交換契約を締結し、子会社化することを決議しております。

また、当社は本新株予約権の割当予定先であるイー・エム・アイ株式会社（神奈川県横浜市中区羽衣町 3-55-1 代表取締役 磯上 恵美子 以下、「イー・エム・アイ社」という。）と共同で新規事業の立ち上げについても計画しております。当該新事業では、イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏が保有する E's 株式会社（東京都渋谷区渋谷 3-27-15 代表取締役 土居 孝俊 以下、「E's 社」という。）の既存事業の一部である、女性向けのシェアハウスの管理・運用を主軸に行う不動産事業並びに、同氏と同氏が 100%株主である株式会社 E・MIRAI（神奈川県横浜市中区羽衣町 3-55-1 代表取締役 門倉 直行、以下「E・MIRAI 社」という。）とで共同保有する株式会社エミシア（東京都港区六本木 7-14-7 代表取締役 磯上 恵美子 以下、「エミシア社」という。）の既存事業であるサプリメント等のオーガニック製品の販売及びエステサロンを展開する事業を中核事業とし、さらなる展開として中核事業を活用した人材紹介・派遣やサプリメント・化粧品等のインバウンド向け商品開発、及び当社の強みを生かしたスマートフォン向けのアプリやサービス等を連携し、顧客ニーズに応えるサービス創出を計画しております。イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏はイー・エム・アイ社の全株式を保有しておりますが、当該新規事業の立ち上げに先立ち、上記中核事業を同氏が 100%株主である E・MIRAI 社と共同保有するエミシア社に再編する予定です。当社はこの中核事業の再編を受けたエミシア社の株式を取得し、完全子会社化することを計画しております。

これらの事業展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、後述の「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、①ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用及び運転資金、②ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金及び開発投資資金、③新規事業立ち上げに係る株式取得及び運営資金、④新規ゲームの開発及び初期プロモーション資金、⑤当社の運転資金及びソリューション事業の開発投資資金の資金調達を行う必要があると判断いたしました。

本調達資金は上述の事業展開等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。

(2) 本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の経営戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達方法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在している状況では難しくまた早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいこと、公募増資という方法は当社の現在の資金ニーズは比較的少額であるため、調達金額に比べてコストが高く、また、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBや、資金調達額が変動するMSワラント等については、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、今回の資金調達については、①平成28年3月29日付で実行した株式会社Xioからのゲーム事業譲受において、時期と金額が確定した資金調達を行う必要があること、②今後の事業拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、③当社の自己資本比率が平成28年2月末で7.8%であることから、自己資本比率を早期に引き上げることにより、財務基盤を強化する必要があること、④平成28年8月期において純損失を計上する見込みであることから、金利負担が少ない、又は不要な資金調達方法が望ましいこと等を総合的に勘案し、第三者割当の方法を選択いたしました。

本新株予約権の発行による資金調達は、下記(3)に示す特徴をそれぞれ有し、公募増資等のエクイティ・ファイナンス手法と比較しても、当社にとって現時点における最良の選択肢であり、中長期的には既存株主の利益にもかなうと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により既に支払が確定しているゲーム事業譲受の対価に対し確実な調達を図るとともに早期の事業成長戦略の実行を図ってまいります。当社としてはゲーム事業譲受への支払い等、支払金額が確定している支出については新株式の発行による確実な調達がより望ましいものの、本新株予約権の発行は、当社に対し段階的に投資を行うことができるようにしたいとの割当予定先の意向を反映したものであり、また、本新株予約権は一度に大量の新株式が発行される可能性は低いため、既存株式の希薄化が段階的に進む点では優位性があると判断しております。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は408円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から2,058,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。また、平成29年5月30日以降は、取得日の2週間前までに通知をすることにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。
- ③ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は408円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から2,058,500株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ② 全割当予定先は当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること
- ③ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること
- ④ 上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されております。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、2,058,500株（本新株予約権の全てが行使価額408円で行使された場合）、既存株式の希薄化が生じること
- ② 本新株予約権の行使請求期間である平成28年5月30日から平成31年5月29日までの3年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること
また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと
- ③ 本新株予約権の各割当予定先は、純投資目的であるため、新株予約権の行使により得た新株式が市場売却されることにより、株価下落圧力となる可能性があること
既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

<本新株式>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	339,963,000円 (内訳) 本新株式の発行による調達資金 339,963,000円
② 発行諸費用の概算額	本新株及び本新株予約権発行に係る諸費用 7,830千円 うち、本新株式発行に係る諸費用 2,540千円 (内訳) 登記費用1,190千円、調査費用1,000千円、その他諸費用350千円
③ 差引手取概算額	337,423,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用・運転資金	100百万円	平成28年5月～平成28年6月
② ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金	21百万円	平成28年6月～平成28年7月

③ 新規事業立ち上げに係る株式取得資金	90 百万円	平成 28 年 6 月
④ 当社の運転資金	126 百万円	平成 28 年 5 月～平成 28 年 7 月

① ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用・運転資金

当社は平成 28 年 3 月 29 日に健康コーポレーション株式会社（以下、「健康 CP 社」という。）の連結子会社 Xio の事業の一部として、新宿に社員数約 30 人、札幌に約 20 人の拠点を置く形でスマートフォン向けのゲームの自社展開・及びゲームの開発・運営を受託する事業を譲り受けました。当該事業の債権・債務は譲り受けの対象としていないため、本事業は今後利益を見込んでいるものの、売掛金の回収サイト及び新規受注の受託業務の立ち上がりの状況から 2 カ月程度の人件費・外注費に係る運転資金を必要としております。また、新宿オフィスについては現在健康 CP 社のオフィスを貸与されている状況であり、6 月末を目途に移転することで合意しているため、移転に係る資金を必要としております。これらの理由から、運転資金 54 百万円、新宿オフィス移転に係る資金 22 百万円、譲り受けの関連諸費用としてファイナンシャル・アドバイザー費用 10 百万円、及び 6 月までの譲り受け対価の支払額 14 百万円の合計である 100 百万円を充当いたします。

② ネクスト・セキュリティ社のセキュリティ事業の成長を加速するための運転資金・開発投資資金

本新株式及び本新株予約権と同時に決議し、株式交換により取得する予定のネクスト・セキュリティ社は、世界的に通用する海外セキュリティ製品の独占販売権を取得して展開するビジネスを主軸としておりますが、成長を加速するための営業リソースの増強を急ぐとともに、そのセキュリティビジネスを支える製品サポート等の技術人員の確保を必要としております。そのための運転資金として、営業人員及び技術人員 7 名の採用費 17 百万円、および初年度の人件費 9 カ月分 37 百万円のうちの 1 ヶ月分 4 百万円の合計額である 21 百万円を充当いたします。

③ 新規事業立ち上げに係る株式取得資金

本新株式及び本新株予約権による資金調達を前提として、当社は、本新株予約権の割当予定先であるイー・エム・アイ社と共同で新規事業の立ち上げを計画しております。当該新事業では、イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏が保有する E's 社の既存事業の一部である女性向けのシェアハウスの管理・運用を主軸に行う不動産事業並びに、同氏と同氏が 100%株主である E・MIRAI 社と共同保有するエミシア社の既存事業であるサプリメント等のオーガニック製品の販売及びエステサロンを展開する事業を中核事業とし、さらなる展開として中核事業を活用した人材紹介・派遣やサプリメント・化粧品等のインバウンド向け商品開発、及び当社の強みを生かしたスマートフォン向けのアプリやサービス等を連携し、顧客ニーズに応えるサービス創出を計画しております。当該新規事業の立ち上げに先立ち、上記中核事業を同氏が保有するエミシア社に再編する予定です。当社は上記中核事業の再編を受けたエミシア社の株式を取得し、完全子会社化することを計画しており、磯上氏のグループの持つノウハウと当社の上記強みを併せてシナジーを最大化することによって、今後の成長を図る考えです。このため、当社は当該会社の株式取得に係る資金として 130 百万円、当該会社の運転資金として 50 百万円の合計 180 百万円の投資を計画しておりますが、このうち、本新株式発行による資金は、当該会社の株式取得に係る資金に 90 百万円を充当いたします。

なお、当社は、本株式取得の公正性・妥当性を確保するために、第三者算定機関である株式会社ストリーム（代表取締役：山本 智史、住所：東京都中央区銀座 1 丁目 22 番 12 号、以下「ストリーム」）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社並びに割当予定先であるイー・エム・アイ社、エミシア社及び両社の代表取締役磯上氏との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、株式価値の算定に際して、DCF 法、類似上場会社法及び純資産法を検討した結果 DCF 法を採用し、株式価値の算定結果(114 百万円～146 百万円)を当社に提出いたしました。なお、ストリームは株式価値の算定に際して、エミシア社が提出した事業価値算定の基礎資料及び一般に公開されている資料が正確かつ完全であることを前提としております。またストリームはその正確性、完全性について何ら調査、検証を実施しておらず、また調査、検証の義務を負うものではなく、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。また、ストリームが算定にあたって依拠した事業計画その他の資料は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ストリームはその実現可能性を保証するものではありません。

ストリームが算定のベースとしたエミシア社の事業数値は同社再編後の事業計画初年度の数値に基づいており、次のとおりである。

	平成 28 年 6 月～平成 29 年 5 月
売上高	262 百万円
営業利益	28 百万円

当該計画では、オーガニックサプリ・サロン、およびシェアハウス運営管理を主軸とする不動産事業の2つを売上の中核とし、新たにオーガニック化粧品の販売を加えるとともに、シェアハウス入居者等を中心に人材紹介事業を開始することとしております。

なお、エミシア社の直前の会計年度の業績は次のとおりです。

	平成 27 年 9 月期
売上高	8 百万円
営業利益	△24 百万円
経常利益	△24 百万円
当期純利益	△24 百万円

当社は、ストリームから提出を受けた株式価値の算定結果を参考に、財務状況、業績動向等を勘案の上、エミシア社との間で真摯に協議・交渉を行いました。また、エミシア社は、直前期の業績で売上 8 百万円、純損失 24 百万円となっておりますが、イー・エム・アイ社の代表取締役磯上氏のグループは長年の不動産事業の実績があり、そのノウハウを導入することによって不動産事業にも大きな成長機会が期待できること等を勘案した結果、当社はエミシア社の再編後の事業計画を合理的であると判断し、現時点において株式価値の評価を 130 百万円と見積もることは妥当であると考えております。

④ 当社の運転資金

当社は、継続して純損失を計上しており、当社の現金及び現金同等物の期末（平成 28 年 2 月 29 日）残高は 49 百万円となり、平成 28 年 7 月までに不足する当社の運転資金として 72 百万円を見込んでおります。また、安定的な資金残高を維持するための運転資金額 80 百万円を見込み、うち 55 百万円を新株による調達資金で充当します。これら合計額である 126 百万円を充当いたします。

※ 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

<本新株予約権>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	852,466,020 円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達資金 12,598,020 円 本新株予約権の行使による調達資金 839,868,000 円
② 発行諸費用の概算額	本新株及び本新株予約権発行に係る諸費用 7,830 千円 うち、本新株予約権発行に係る諸費用 5,290 千円 (内訳) 登記費用 2,940 千円、価額算定及び調査費用 2,000 千円、その他諸費用 350 千円
③ 差引手取概算額	847,176,020 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① ゲーム事業譲受の対価	186 百万円	平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月
② ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金	182 百万円	平成 28 年 9 月～平成 31 年 6 月

③ 新規事業立ち上げに係る株式取得資金及び運転資金	90 百万円	平成 28 年 7 月～平成 28 年 12 月
④ 新規ゲームの開発・初期プロモーション資金	348 百万円	平成 28 年 10 月～平成 29 年 8 月
⑤ 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金	41 百万円	平成 28 年 9 月

① ゲーム事業譲受の対価

平成 28 年 3 月 29 日に譲り受けたゲーム事業の対価については分割により平成 29 年 3 月までに支払を完了することとなっておりますが、平成 28 年 7 月から平成 29 年 3 月までの支払額及びその消費税を含む合計額である 186 百万円を充当いたします。

② ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金

本新株式及び本新株予約権と同時に決議し、株式交換により取得する予定のネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金として営業人員及び技術人員 7 名の初年度人件費 9 カ月分 37 百万円のうちの 8 ヶ月分 33 百万円を充当いたします。

また、新規製品の開発及びサービスの立ち上げの資金として、備品等購入 12 百万円、外注費 105 百万円、新規セキュリティサービス対応スタッフ 3 名の採用費 8 百万円及び初年度の人件費 24 百万円の合計 149 百万円の支出を計画し、充当いたします。これに係る資金は平成 28 年 9 月から平成 31 年 6 月までに支出することを想定しておりますが、その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

製品・サービス	時期	備品等	システム開発 (外注費)	採用費	初年度 人件費
新規セキュリティサービス	平成 28 年 9 月～平成 29 年 12 月	12	10	8	24
脆弱性診断見積システム	平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月		20		
新規クラウド化セキュリティサービス	平成 29 年 4 月～平成 29 年 7 月		15		
脆弱性診断システム	平成 29 年 6 月～平成 30 年 6 月		30		
暗号化関連技術	平成 30 年 6 月～平成 31 年 6 月		30		

これら、運転資金 33 百万円と新規製品の開発及びサービスの立ち上げに係る資金 149 百万円の合計額である 182 百万円を充当いたします。

③ 新規事業立ち上げに係る株式取得資金及び運転資金

当社は、本新株予約権の割当予定先であるイー・エム・アイ社と共同で新規事業の立ち上げを計画しております。上述の本新株式の手取り金使途である③新規事業立ち上げに係る株式取得資金に記載のとおり、当社は当該会社の株式取得に係る資金として 130 百万円、当該会社の運転資金として 50 百万円の合計 180 百万円の投資を計画しております。このうち、本新株式予約権の発行による資金は、当該会社の株式取得資金として分割して支払うこととしている 40 百万円及び当該事業の運転資金に 50 百万円、合計 90 百万円を充当いたします。

④ 新規ゲームの開発・初期プロモーション資金

当社は、集客のしやすい知名度がある有力キャラクター等をライセンス取得し 3D を駆使したスマートフォン向けの新規ゲームの開発を平成 28 年度に目指し、開発及び初期プロモーションに総額 348 百万円を投資する計画です。その内訳として、内製するゲームアプリケーションの開発に係る人件費 184 百万円、3D 制作に係る外注費 54 百万円、初期プロモーションのための広告宣伝費としてテレビ等の媒体での広告宣伝に 100 百万円、ゲームの事前登録サイト掲載に係る費用に 10 百万円を想定しております。これらの合計額である 348 百万円を充当いたします。

⑤ 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金

平成 28 年 9 月に支払を予定する当社ソリューション事業のソリューション開発投資資金として、スポーツ競技向けの新規センサー活用商品の開発に係る外注費 3 百万円、スマートフォン向けの新規ユーザーインターフェース関連技術の開発に係る外注費 10 百万円、及び不動産仲介業者向けに生産性向上を図るための新規サービスの開発に係る外注費 3 百万円の合計額である 16 百万円を計画しております。また、安定的な資金残高を維持するための運転資金額 80 百万円のうち、新株式による調達分である 55 百万円を除く 25 百万円の充当を計画しております。このため、これらの合計額である 41 百万円を充当いたします。

(注 1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

(注 2) 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、上記①乃至⑤の各充当資金のうち、確定債務として支払時期の到達するものから優先して充当することとした上で、上記資金使途に記載した当社の外注費・人件費や子会社の運転資金・開発投資資金の支出の時期、金額を調整すること、及び借入れ等の方法により対応する予定です。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

当社では、スマートフォン向けプラットフォームソリューション（スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームやクラウドサービスの提供）やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

コンテンツサービスの事業においては、現在、複数のゲームを展開しており、売上が拡大しており、当社の成長事業の一つとなっております。このような状況の下、当社は平成 28 年 3 月 29 日に株式会社 Xio から一部事業を譲り受けました。当該譲受事業であるゲーム関連事業により、当社はゲームの自社開発・企画・運営についてのノウハウ・リソースを大幅に拡充しており、今後、当社のコンテンツサービスにおけるゲーム事業の成長のさらなる加速を目指しております。

さらに、当社は、ゲーム等のコンテンツサービスに加え、スマートフォン向けのソリューション開発及び提供にも注力しております。本件資金調達に併せて進めております株式交換によるネクスト・セキュリティ株式会社の完全子会社化は、今後大きな成長が見込める BtoB 分野を中心に展開するセキュリティ関連事業を取得するもので、長年にわたる携帯電話キャリアやメーカーとの取引を続け、取り組んできた成果である当社のプラットフォームビジネスに大きなシナジーの見込めるセキュリティ事業を新たな主軸として追加するものです。

当社は、本新株および新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当面の資金需要を満たし継続的に事業を行うとともに上記の当社成長戦略を実現し、これまで安定的な収益はあるものの成長に課題のあったプラットフォーム関連事業に市場成長が見込まれる BtoB 向けのセキュリティ事業を加え、さらに新規事業の立ち上げを図ることにより、大幅な成長を同時に実現してまいります。

これにより、当社の収益機会を大幅に拡大するとともに、自己資本の充実が期待できると考えております。よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成 28 年 5 月 12 日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に 0.93 を乗じた金額である 379 円といたしました。

取締役会決議の前営業日における終値に 0.93 を乗じた金額を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社は、

継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各割当予定先のディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成28年5月12日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である410円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して7.5%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である354円に対しては7.3%、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である370円に対して2.5%上回る金額です。

なお、本発行価額は、当社を取巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価を考慮し、第三者割当増資決議日の前日営業日の東京証券取引所における当社株式の終値に0.93を乗じた額の価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な価額であると認識しております。また、本日開催の当社取締役会にて監査役2名（うち社外監査役1名）が、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成28年5月12日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が合意した旨を本日開催の取締役会において、表明しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂一丁目6番2号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（408円）、ボラティリティ（113.9%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（-0.3%）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。）及び、権利行使の数量（1取引日当たり過去3年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%）に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一樣に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、この評価（本新株予約権1個あたり612円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金612円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年5月12日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（408円）に相当する金額としました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役2名（うち社外監査役1名）が、本新株予約権の発行については、平成28年5月12日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が合意した旨を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数897,000株（議決権数8,970個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,058,500株（議決権数20,585個）を合算した株式数は、2,955,500（議決権数29,555個）であり、平成28年5月12日現在の当社発行済株式総数14,506,193株及び議決権数145,061個を分母とする希薄化率は20.37%（議決権ベースの希薄化率は20.37%）に相当します。

なお、当社は平成28年5月13日の取締役会において、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して、有償ストック・オプションの発行による新株予約権の募集を決定し、同日有価証券届出書を提出しております。当該有償ストック・オプションに係る新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数367,600株（議決権数3,676個）を合算した株式数は、3,323,100株（議決権数33,231個）であり、平成28年5月12日現在の当社発行済株式総数14,506,193株及び議決権数145,061個を分母とする希薄化率は22.91%（議決権ベースの希薄化率は22.91%）に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達する資金の具体的な用途」とおり、①株式会社Xioからのゲーム事業譲受の対価・関連諸費用及び運転資金、②ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金及び開発投資資金、③新規事業立ち上げに係る株式取得資金、④新規ゲームの開発及び初期プロモーション資金、⑤当社の運転資金及びソリューション事業の開発投資資金に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間（平成27年11月～平成28年4月）における1日当たり平均出来高は453,092株であり一定の流動性を有していること、及び当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(i) 株式会社イー・エム・アイ

a 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社イー・エム・アイ
(2) 所 在 地	横浜市中区羽衣町3-55-1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 磯上 恵美子 ※2
(4) 事 業 内 容	不動産取引業等
(5) 資 本 金	50,000,000円
(6) 設 立 年 月 日	平成9年1月9日

(7) 決算期	4月			
(8) 従業員数	30名			
(9) 主要取引先	一般顧客			
(10) 主要取引銀行	りそな銀行、みずほ銀行、湘南信用金庫			
(11) 大株主及び持株比率	門倉恵美子 100%			
(12) 当事会社間の関係				
資本関係	該当事項はありません。			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	該当事項はありません。			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成27年4月期	平成26年4月期	平成25年4月期
純資産		61	47	42
総資産		281	178	195
1株当たり純資産(円)		1		
売上高		540	250	221
営業利益		19	13	14
経常利益		20	7	12
当期純利益		14	5	10
1株当たり当期純利益(円)		14,000	5,000	10,000
1株当たり配当金(円)		—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※1 当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

※2 磯上恵美子氏の本籍姓は、門倉姓となっております。

(ii) 株式会社和円商事

a 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社和円商事		
(2) 所在地	東京都中央区日本橋久松町9-12		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 本多 敏行		
(4) 事業内容	プラスチック再生事業等		
(5) 資本金	90,000,000円		
(6) 設立年月日	平成14年4月16日		
(7) 決算期	12月		
(8) 従業員数	76名		
(9) 主要取引先	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行		
(10) 主要取引銀行	東レ株式会社、三井化学株式会社、帝人化成株式会社、デンカポリマー株式会社、株式会社木下フレンド		
(11) 大株主及び持株比率	本多 敏行 100%		
(12) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		

	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
	純資産	272	305	316
	総資産	1,169	1,275	1,475
	1株当たり純資産(円)	606,123	678,115	703
	売上高	3,133	3,186	3,574
	経常損失(△)	81	37	19
	当期純損失(△)	10	71	25
	1株当たり当期純損失(△)(円)	10	71	25
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

(iii) 松田純弘

a 割当予定先の概要

名称	松田 純弘
住所	東京都杉並区
職業の内容	合同会社エムフラッグ 代表社員 (住所：東京都渋谷区桜丘町17-20)

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

※当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

(iv) 吉澤弘晃

a 割当予定先の概要

名称	吉澤 弘晃
住所	群馬県太田市
職業の内容	株式会社 フォレストコーポレーション 代表取締役 (住所：群馬県太田市東新町59-1)

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

※当該割当予定先は、本新株式の割当予定先となっております。

(v) 岡田努

a 割当予定先の概要

名称	岡田 努
住所	東京都目黒区
職業の内容	株式会社バックスグループ 代表取締役社長 (住所：東京都渋谷区恵比寿 1-19-19)

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

※当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

なお、当社は、各割当予定先と直接面談・ヒアリングを実施し、各割当予定先及び並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、株式会社イー・エム・アイ及び株式会社和円商事からは同社並びにその役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しております。

また、割当予定先であるイー・エム・アイ社、和円商事、岡田努氏、吉澤弘晃氏については、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台 3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、各割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。また、割当予定先である松田純弘氏については、第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（東京都千代田区岩本町 1-6-7 代表取締役社長 石井 健）に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による各割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、各割当予定先が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上から総合的に判断し、各割当予定先並びにその役員及び主要株主については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

(i) 株式会社イー・エム・アイ

割当予定先である株式会社イー・エム・アイ社は、不動産事業を中心に M&A などの投資を含む事業の多角化を図っております。同社は、当社の出資先でイオングループの不動産仲介事業であるイオンハウジングのフランチャイズ展開を手掛ける株式会社フォーメンバーズ（東京都中央区新川 2-20-7）の代表者である矢野晃教氏から紹介を受け、平成 28 年 2 月頃から、当社との事業シナジーを見込んだ業務提携を検討するために相互に情報交換をするなかで、当社の組織再編として、ネクスト・セキュリティ社の子会社化の計画を含む事業計画等を説明したところ、投資の意向を受けました。同社には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、出資については、基本的には純投資の目的であることを確認しております。また、本新株発行および新株予約権発行で調達した資金の一部は同社と共同で立ち上げる新規事業に係る資金に充てる予定です。

(ii) 株式会社和円商事

割当予定先である株式会社和円商事は、同社代表者本多敏行氏とイー・エム・アイ社の代表者磯上恵美子氏が以前からの知人であることから、イー・エム・アイ社から平成 28 年 4 月に紹介を受け、同社代表者本多敏行氏らと当社代表取締役及び國吉取締役が面談して当社の組織再編として、ネクスト・

セキュリティ社の子会社化の計画を含む事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

(iii) 松田純弘

割当予定先である松田純弘氏は、株式会社和円商事代表者本多敏行氏の以前からの知人であったことから、本多氏から平成 28 年 5 月に紹介を受け、松田氏と当社代表取締役及び國吉取締役が面談して当社の組織再編として、ネクスト・セキュリティ社の子会社化の計画を含む事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

(iv) 吉澤弘晃

割当予定先である吉澤弘晃氏は、イー・エム・アイ社代表者磯上恵美子氏の以前からの知人であることから、イー・エム・アイ社から平成 28 年 4 月に紹介を受け、当社代表取締役及び國吉取締役がイー・エム・アイ社と面談して同社を通じて当社の組織再編として、ネクスト・セキュリティ社の子会社化の計画を含む事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

(v) 岡田努

割当予定先である岡田努氏は、当社が経営に関するコンサルティングを依頼している株式会社ウェルズプラザ（東京都中央区日本橋久松町 4-10）の代表取締役である新井章生氏から当社新規事業に関して紹介を受け、平成 27 年 1 月頃から、当該事業のマーケティングに係る情報交換等を不定期の面談の中でしておりました。平成 28 年 2 月頃から、当社の組織再編として、ネクスト・セキュリティ社の子会社化の計画を含む事業計画等を説明したところ、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上で、出資の意向を受けました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

(3) 割当予定先の保有方針

各割当予定先の保有方針に関しましては、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、基本的に純投資とのことであります。割当予定先からは、当社の事業の進捗状況等を鑑み本株予約権の行使を進めることを検討し、その時期の株価や出来高次第では売却を行う可能性があるとのことであります。株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨確認しております。なお、当社は、本新式の各割当予定先より、本新株の発行日である平成 28 年 5 月 30 日から 2 年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(i) 株式会社イー・エム・アイからは、預金通帳の写しを受領して、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使の一部に係る財産を有することを確認しております。なお、当該資金は一部が内部留保及び一部が代表者からの借入であり、代表者の当該資金は自己資金であると聞いております。また本新株予約権の行使に要する資金の一部については本新株予約権行使で取得する当社株式の売却によって行使資金を調達するとのことであり、財産確認として問題ないと判断しました。

(ii) 株式会社和円商事からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は内部留保に由来していると聞いております。また本新株予約権の行使に要する資金の一部については本新株予約権行使で取得する当社株式の売却によって行使資金を調達するとのことであり、財産確認として問題ないと判断しました。

(iii) 松田純弘氏からは、残高証明書の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に係る財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は自己資金であると聞いております。また本新株予約権の行使に要する資金

の一部については本新株予約権行使で取得する当社株式の売却によって行使資金を調達するとのことであり、財産確認として問題ないと判断しました。

(iv) 吉澤弘晃氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は自己資金であると聞いております。

(v) 岡田努氏からは、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金を日本もち株式会社（埼玉県越谷市蒲生旭町 3-4 代表取締役 佐々治雄）からの借入れにより調達すると聞いております。日本もち株式会社については、預金通帳の写しを受領して、十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、日本もち株式会社は、岡田努氏の紹介者である新井章生氏が岡田努氏に紹介し、今回の融資を実行することとなりました。

6. 大株主及び持株比率

(平成 28 年 2 月 29 日現在)

大株主の名称	持株比率 (%)
堤 純也	5.48
KDDI 株式会社	2.98
株式会社バンダイナムコホールディングス	2.08
楽天証券株式会社	1.36
松井証券株式会社	1.16
日本証券金融株式会社	1.05
株式会社 SBI 証券	0.88
ジョー ケビン	0.69
加藤 欣吾	0.50
モルガン・スタンレー MUF G 証券株式会社	0.49

※割当予定先については、本件による株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

7. 今後の見通し

本第三者割当による平成 28 年 8 月期当社業績に与える影響は、軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (単体)

	平成 25 年 8 月期	平成 26 年 8 月期	平成 27 年 8 月期
売上高	1,340 百万円	1,669 百万円	1,485 百万円
営業利益	△57 百万円	△254 百万円	△613 百万円
経常利益	△67 百万円	△259 百万円	△628 百万円
当期純利益	△69 百万円	△135 百万円	△924 百万円
1 株当たり当期純利益	△5.84 円	△11.15 円	△67.57 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	17.54 円	18.34 円	15.13 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年2月29日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	14,506,193 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	1,521,100 株	10.49%
下限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	一株	—
上限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	一株	—

（注）上記潜在株式数は第三者割当て発行した新株予約権及び当社役員向けへのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
始 値	12,200 円	49,500 円	432 円
高 値	70,300 円	71,900 円 ※468 円	2,292 円
安 値	9,820 円	26,000 円 ※207 円	237 円
終 値	49,750 円	408 円	578 円

（注）1. 当社は平成25年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき、平成26年3月1日付で1株につき100株の株式分割を行っております。

2. ※印は、株式分割（平成26年3月1日、1株→100株）による権利落ち後の最高・最低株価を表示しております。

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	460 円	442 円	384 円	352 円	308 円	398 円
高 値	496 円	472 円	443 円	404 円	420 円	472 円
安 値	431 円	325 円	327 円	228 円	290 円	367 円
終 値	443 円	392 円	344 円	314 円	392 円	405 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年5月12日
始 値	420 円
高 値	426 円
安 値	407 円
終 値	408 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成25年10月28日
調 達 資 金 の 額	400,000,000 円（差引手取概算額 396,500,000 円）
転 換 価 額	1株あたり 47,550 円

募集時における発行済株式数	118,800株
割当先	O a kキャピタル株式会社
当該募集による潜在株式数	0株
現時点における転換状況	全て転換済みです。
発行時における当初の資金使途	① S I事業の譲受対価 350百万円 ② S I事業の事業資金 15百万円 ③ スマートフォンアプリ向け新規バックエンドサービスの企画及び開発費の一部 31百万円
発行時における支出予定時期	① 平成25年11月末日 ② 平成25年11月～平成25年12月 ③ 平成25年11月～平成26年8月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従いSI事業に365百万円およびスマートフォン向けバックエンドサービスの開発費に31百万円を充当いたしました。

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

割当日	平成25年10月28日
発行新株予約権数	42個
発行価額	3,003,000円(本新株予約権1個当たり71,500円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	202,713,000円(差引手取概算額) (差引手取概算額) (内訳) 新株予約権発行分 3,003,000円 新株予約権行使分 199,710,000円
割当先	O a kキャピタル株式会社
募集時における発行済株式数	118,800株
当該募集による潜在株式数	0株(本新株予約権1個につき100株)
現時点における行使状況	42個全て行使済みです。
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	199百万円
発行時における当初の資金使途	① スマートフォンアプリ向け新規バックエンドサービスの企画及び開発費の一部 44百万円 ② スマートフォン向けモバイルゲーム(複数)の新規開発 155百万円
現時点における充当状況	当初の資金使途に従いスマートフォン向けバックエンドサービスの開発費に44百万円およびスマートフォン向けモバイルゲームの開発費に155百万円を充当いたしました

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成26年11月6日
調 達 資 金 の 額	199,989,000円(差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき270円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	12,638,747株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	740,700株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	13,379,447株
割 当 先	当社代表取締役社長 堤 純也
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① スマートフォン向けゲーム(複数)の事業資金 140百万円 ② プラットフォームソリューションの事業資金 58.7百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成26年11月～平成27年2月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	スマートフォン向けゲーム(複数)の事業資金として140百万円、プラットフォームソリューションの事業資金として58.7百万円を充当いたしました。

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成27年8月6日
調 達 資 金 の 額	199,989,000円(差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき270円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,034,193株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	350,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	14,384,193株
割 当 先	EVO FUND
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金 114百万円 ②コンテンツサービス事業の展開に係る資金 54百万円 ③シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金 63百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成27年8月～平成28年2月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に従いプラットフォームソリューション事業の展開に係る資金114百万円およびコンテンツサービス事業の展開に係る資金54百万円、シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金63百万円を充当いたしました

・第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権の発行

割 当 日	平成27年8月6日
発 行 新 株 予 約 権 数	1,500,000個 第4回 600,000個 第5回 500,000個 第6回 400,000個
発 行 価 額	4,230,000円(第4回新株予約権1個当たり4.4円、第5回新株予約権1個当たり

	2.3円、第6回新株予約権1個当たり1.1円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,597,200,000円(差引手取概算額1,595,840,000円) (内訳)新株予約権発行分 4,230,000円 新株予約権行使分 1,597,200,000円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	14,034,193株
当該募集による 潜在株式数	1,500,000株(本新株予約権1個につき1株) 第4回 600,000株 第5回 500,000株 第6回 400,000株
現時点における 行使状況	現時点において、行使実績はありません。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	現時点において、行使実績はありません。
発行時における 当初の資金用途	①プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金 142百万円 ②コンテンツサービス事業の展開に係る資金 346百万円 ③シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金 1,108百万円
現時点における 充当状況	現時点において、行使実績はありません。

10. 発行要項

<新株式>

発行要項

- | | | |
|-----|------------------|--|
| 1. | 募集株式の種類 | 普通株式 |
| 2. | 募集株式の数 | 897,000 株 |
| 3. | 発行価額 | 1 株につき 379 円 |
| 4. | 発行価額の総額 | 339,963,000 円 |
| 5. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 1 株につき 189.5 円
資本準備金 1 株につき 189.5 円 |
| 6. | 申込期日 | 平成 28 年 5 月 30 日 |
| 7. | 払込期日 | 平成 28 年 5 月 30 日 |
| 8. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、以下のとおり、株式を割り当てる。
株式会社和円商事 527,700 株
松田 純弘氏 263,800 株
吉澤 弘晃氏 105,500 株 |
| 9. | 払込取扱場所 | 東京都目黒区上目黒一丁目 24 番 11 号
株式会社みずほ銀行 中目黒支店 |
| 10. | (1) | 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |
| | (2) | その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |

<新株予約権>

株式会社アクロディア
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクロディア第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 12,598,020 円
3. 申込期日及び割当日 平成 28 年 5 月 30 日
4. 払込期日 平成 28 年 5 月 30 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

株式会社イー・エム・アイ	本新株予約権 5,882 個 (その目的となる株式 588,200 株)
株式会社和円商事	本新株予約権 4,901 個 (その目的となる株式 490,100 株)
松田 純弘	本新株予約権 7,352 個 (その目的となる株式 735,200 株)
岡田 努	本新株予約権 2,450 個 (その目的となる株式 245,000 株)

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,058,500 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)項及び第(3)項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
ただし、本新株予約権の割当日後、第 10 項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 20,585 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 612 円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、408 円とする。ただし、但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
 10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 28 年 5 月 30 日から平成 31 年 5 月 29 日までとする。ただし、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の 1 個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個当たり 612 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
- (2) 当社は、平成 29 年 5 月 30 日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり 612 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 18 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社アクロディア

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 中目黒支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）

の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上